

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

未曾有の物価上昇に対し健康で文化的な生活の保障を求める緊急申し入れ

本日、J T S U - E 申第 10 号「2 0 2 2 年度年末手当に関する申し入れ」に対する第 3 回団体交渉において、会社は「基準額は、基準内賃金の 2.4 ヶ月分に 20,000 円を加えた額とする」と回答しました。この回答は、コロナ禍でも歯を食いしばり安全輸送を基本として質の高い輸送サービスを提供し続けた組合員・社員の奮闘を足蹴にするばかりか、これまでの苦労を一切理解しようとしめない経営姿勢は容認できません。

第 2 四半期決算の黒字化を実現させてきたいまだからこそ、積極果敢に組合員・社員への還元を行うべきものです。しかし「有利子負債が既に 1 兆円以上の増加」「先行き不透明感」「業績予想に及ばない」という理由で経営責任を回避し、年末手当を低水準で回答することによって、その経営責任を現場に押し付ける低水準回答は許されません。

ロシアのウクライナ侵攻に伴う原油価格・原材料費の高騰による物価上昇、CO₂排出による地球温暖化が招く気候変動の危機、新型コロナウイルス感染症など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。この変化は、衣食住の生活基盤をも脅かし、未来を描くことすらできない状況に追い込まれています。

組合員・社員一人ひとりが不安なく、心豊かな生活を営める環境を整備していくことこそが、J R 東日本の安全文化を創出し、持続的発展を実現していくことに直結します。労働者を大切にす企業倫理、労働の価値の低下を招くことのない「働きがい」と「生きがい」を醸成するための緊急的措置を講じ、組合員の失望を希望に変える判断が鉄道開業 150 年を迎えた今だからこそ必要なのです。そして、J R 東日本の賃金水準を一日も早く元の状態に戻さなければなりません。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 世界的な原材料費および原油等のエネルギー価格の高騰などの未曾有の物価上昇が、将来への希望を失わせ、日常生活に大きな影響を及ぼしていることから、健康で文化的な生活を保障するための緊急措置として基準内賃金（エルダー社員は基本賃金）に 0.3 ヶ月分を支給すること。
2. 本申し入れの団体交渉及び回答は、十分な審議時間を確保したうえで、2 0 2 2 年 11 月 14 日 12 時までには終了すること。

以 上